

竹島問題を学ぶ講座 第4回 講義記録

日時：平成20年9月28日（日）

会場：島根県職員会館

古文書が語る竹島問題

内田文恵

（松江市教育委員会文化財課史料編纂係長）

はじめに

私は、現在、松江市文化財課史料編纂係に勤めております。長年県立図書館において、古い資料などを取り扱っておりました関係で、竹島問題研究会の方に入らせていただきました。そして、仲間と解説をした史料を中間報告書に載せ、最終報告書の史料編にも出していただいたりしました。

では、はじめに前提として、韓国の方で独島と言っている島は、江戸時代日本では、松島と言われていた島であり、竹島と書かれて記録、資料に出て来ます島は、鬱陵島のことだということです。また、鬱陵島のことを、磯竹島ともいいうのですが、これは出雲の方だけだったのではないかと思います。これを前提に、資料などを見ていただきたいと思います。そして明治38年以降には、江戸時代の松島が竹島と呼ばれ、江戸時代に竹島と呼ばれていたのが、鬱陵島だということが大前提になります。

1. 鎮国はなかった

少し話はかわりますが「江戸時代は本当に鎖国か？」ということが、今年3月12日の朝日新聞や『「日本の歴史」第9巻 「鎖国」という外交』(ロナルド・トビ著 小学館 2008年)にまとめられ

ていました。近年は、江戸時代が鎖国だったという断定的な言い方はしないようですし、教科書にも鎖国のようなとか、鎖国だったというような表現をしない記述がされるそうです。それが、現在、千葉県佐倉市にあります国立歴史民俗博物館の展示でも現れています。あくまでも幕府は、キリスト教の禁止、これを根絶することが目的であって、幕府による海外貿易というのは、継続するつもりであったのです。そして、キリスト教の思想を根絶したり、禁止したりするためには、日本人の海外渡航も禁止しなければならないというような流れの中で行った政策を、ケンペルの『日本史』の中でこの経過を書いた訳です。記述の中の一部の訳文を鎖国論というふうに訳した。それから、鎖国ということばができるとの解説があります。

2. 江戸時代の対外国の窓口

幕府は貿易のほかに、情報収集が日本国を守り、体制を維持するためには必要だという認識をしておりました。貿易と情報収集のための、いわゆる四つの窓口と表現がされます港を開いておりました。対馬、薩摩、松前、長崎この四つの港でした。ここで貿易を行い、そして、情報収集もしていたのです。十分幕府は、東アジアがどういう状況かということは掌握をしておりました。

輸入品のことにつきましても、生糸、砂糖、朝鮮人參この三つは、大変大事なものだったので、日本にはそれを生産する力がまだできてなかったために輸入せざるをえない。幕府が統一的に集中管理をするような形での貿易品です。

そして、輸出品として出たのが、銀とか銅です。その頃、中国においては、後金（コウキン）と言われる満州族が勢力を伸ばして、明を滅ぼす勢いが続いていました。それが清朝となり寛永13年（1636年）には、完全に清朝が成立します。けれど、近松門左衛門の「国姓爺合戦」のモデルにもなった明朝復活を目指す勢力との争

いがずっと続いておりました。江戸幕府が始まった寛永の初期の頃には、情報収集というのは、たいへん大事なものだったのです。その情報収集をするための窓口というのは、北京（ペキン）の情報がソウル、そしてソウルから釜山（プサン）に行き、対馬から江戸に流れる。もう1つ薩摩の方からの流れは、江戸へ通じていく。そしてもちろん長崎に来る中国の貿易商人等からも直接長崎奉行を通じて情報は入る。そして、西洋の事は出島のオランダ商館から入ってくるなど、幕府はかなりの情報量を持っていたのです。

日本人が外へ出ることはできない、外国人が日本に入って来ることはできない、キリスト教は絶対だめ、ということ、このことが、鎖国と言われていることです。日本は、決して外のことを知らなかつた訳ではなく、十分に東アジア等のことも知っていたということが、最近、いろいろなことで詳しくわかるようになったのです。

3. 対馬と朝鮮

レジュメの3の「対馬と朝鮮について」ですが、対馬と朝鮮は、大変近い所、中国、あるいは、朝鮮での出来事というのは、必ず対馬の方に敏感に伝わって来る訳です。対馬は、在庁官人の中の家来であった被官の宗氏が対馬をだいたい統一し、それが中世の初めぐらいです。元寇の乱で対馬は、大変なひどい目にあっております。直接いろんな影響を受けて人民は殺戮されたり、殺掠されたりというような事が起こったようです。その後争いは続きますが1443年の嘉吉条約によって朝鮮と対馬は、貿易をしながら親交を深めていこうということで対朝鮮貿易が、ここから始まります。

対馬という国は、島ですから、これ以降、朝鮮との貿易によって潤う国になります。けれども、秀吉のおこなった文禄・慶長の役で、貿易もなくなって中断をしていきます。そして、徳川幕府ができたその時に対馬としては、絶対に朝鮮との貿易の利潤をはずしたくな

かつたため苦心を致します。そして慶長14年に貿易再開ということで朝鮮との間に己酉条約が結ばれて、中世以来の貿易が再開されたのです。慶長12年には、最初のころは、レジュメの3番の④のところに書いておりますように、「回答兼刷還使(かいとうけんさつかんし)」という名前で朝鮮から使節がやって参ります。この「回答」と言いますのは、朝鮮と仲良くしたい、親善を深めたいという家康からの国書の返答のような形で來るので「回答」といい、そして、「兼」は併せてという意味です。たくさんの捕虜として朝鮮人が日本に連れて来られました。朝鮮は、捕虜の人たちを返して欲しいということを交渉するための使節というので、最初の頃、3、4回くらいは、「回答兼刷還使」という名前になっていきます。年月が経ちますと、「刷還使」ということの役目というのも失われていきます。次第に朝鮮と日本との交流を円滑に仲良くする親善使というような形で、朝鮮通信使と呼ばれるようになって、私たちは、一般的にそれで知っている訳なのです。

朝鮮側の書簡または、「竹嶋紀事」などを読みますと、絶えず誠真、とか誠信といったことばが出て参ります。お互いに真心とそれから真実を語りあって仲良くやつていこうということで、一般的にこれを「誠真外交」という場合もあります。対馬が朝鮮と貿易を再開することができた慶長12年から元和3年、寛永元年、寛永13年、同20年、明暦元年、天和2年、正徳元年、享保4年、寛延元年、明和元年、文化8年と年代的にみますと、1600年代が半分を占めています。1700年代が4回、最後の文化8年の1811年というのは、対馬まで来て、江戸まで行かないで帰ったのですが、これが最後です。江戸時代を通じて朝鮮通信使が対馬から京を経て江戸の方へ行く。その行列が通行する周辺の人達にとっては、外国人を見るという珍しい事ですので、大変な見物人が出て、お祭り騒ぎであったということです。そばへついている対馬藩は、何から何

まで世話をし、もてなし、そして、送迎、交渉、接待を行っていたのです。

対馬藩は朝鮮の釜山に倭館というちょうど長崎の出島と同じような所を持っていました。倭館に常駐することによって貿易を行い、情報収集や、折衝なども行っていました。釜山の倭館という所は、大使館のようなところだったと思いますが、江戸時代の地図で日本領のように書かれた地図もあります。館主以下裁判と呼ばれている朝鮮との交渉に当たる人、貿易とか経理を担当する代官、書記。当時は、書簡も全部漢字で書かれています。それは、「竹嶋紀事」の資料集（『竹島問題に関する調査研究』最終報告書（資料編）竹島問題研究会 2007年）の中に写真版で載せているような形で往復しています。そういうものを起稿するための書記役の東向寺僧が常駐しています。そして、通訳の人。朝鮮の人で対馬からも扶持をもらって通訳をしている人がだいたい4名くらいもいたようです。そのほかの人たち400人から500人くらいの人数が滞在し、貿易や外交の事務にあたっていました。

朝鮮と日本の間で一国のみ窓口として交渉するのが対馬の特権です。そして、朝鮮との貿易をする利潤によって対馬藩は、生計を立てていました。本当は、2万石あまりしか、田畠等を計算するといのですが、一応10万石格を認められていました。そのくらいの石高がある国として認知されている。その最大の理由は、貿易利潤があるとされていたからです。ですから、朝鮮との関係が悪化するということは、対馬にとっては、死活問題という事です。元禄5年から元禄12年までの間に起こったこと、安龍福と朴於屯の2人が日本に連れてこられた元禄6年から最終的な解決をみる元禄12年、それまでのいきさつが書かれているのが、この「竹嶋紀事」という資料です。

4. 竹島（磯竹島・蔚陵島）一件史料

元禄6年からのごたごたで、元禄9年に日本人、大谷、村川家らは竹島へ行ってはいけないと幕府が決める。その年に安龍福たちがまた再来をします。そして、再来した安龍福たちをどのような形で朝鮮へ返還していけばいいか、そして、その後、幕府、日本と李氏朝鮮との協約についてどのような文面にしたらいいかというような折衝のことを実際に事細かく、同じことを何度も書きながらまとめあげてあるのが、この「竹嶋紀事」の全容でございます。

元禄6年から12年の間、朝鮮と交渉する対馬、この時の対馬藩に残っていた古文書とか古記録、担当した者の覚書というような物、それを集めて安龍福に端を発した事件がどういうものであったかということを、朝鮮との折衝や、幕府との連絡、報告など残されたもので編纂したものが「竹嶋紀事」です。編纂は享保11年です。この「竹嶋紀事」は対馬藩がまとめたのではないかと思われます。

「竹嶋紀事」は、全五巻あります。一巻と二巻は、対馬藩が安龍福らを朝鮮へ送り、竹島へ入島しないようにと朝鮮へ伝える交渉の困難さが書かれています。三巻目は、「磯竹島事略」に載っている幕府が編纂した物と同じような内容、三巻が終わった時点で元禄9年が終わります。米子の大谷、村川家は、今後、竹島に行ってはいけないという事が決まります。四巻、五巻というのは、その後再来国して来た安龍福たちの処遇について、その問題が解決するとそれについての両国の書簡をどうするか、など又、交渉の模様が書かれています。

「磯竹島事略」の方は、年代がちょっとわかりません。この一件が解決したあとにまとめたものかと思われます。「磯竹島事略」は、幕府がまとめたようです。

5. 竹島紀事 第一巻

「竹島紀事」の第一巻、元禄6年の4月に安龍福と朴於屯（ボクオトン）が捉えられて来ます。配布資料の1の1、竹島問題研究会のメンバーでありました鳥取県立博物館の方々、館長さんはじめ皆さん方が藩政史料の中から元禄5年から元禄9年までの鳥取藩の文書を調べ、リストアップされたものです。元禄5年に大谷、村川家の船が竹島に行きました。その漁の道具等は置いておきますが、朝鮮の人たちが大勢そこで漁をしているというのを見かける訳です。これをやめさせてほしいと鳥取藩を通じて幕府に要請をすることから一件事案が始まります。

「元禄6年の4月に安龍福と朴於屯が米子に着す」と書いてありますが、これは、竹島で遭遇した三十数名の朝鮮の人の中から安龍福と、朴於屯の2人を捕えて米子まで連れて來たことです。4月27日に、米子に来て、4月28日には、江戸へこの事を報告しています。5月16日に、幕府は、「この朝鮮人は、長崎に送るように」と指令を出します。鳥取から直接朝鮮へ送るということは四つの窓口から一つ省くことなので、長崎へ送り、長崎へ対馬から引き取りに行き、対馬から朝鮮に返すという方法を幕府はとったわけです。鳥取藩から長崎奉行所へ2人を送る。そして、長崎へは、対馬から2人を引き取りに来て、対馬藩は、朝鮮へ2度と、朝鮮人が竹島、つまり今の鬱陵島で漁をしないようにと申し入れをしなさい、という幕府命令を対馬藩は受けた訳です。

安龍福と朴於屯は、6月7日、鳥取を発足します。長崎へ30日に到着。対馬藩から迎えの使者が到着します。ところが、長崎奉行所と対馬藩との見解の相違で受取がすごく遅れます。見解の相違というのは、四つの窓口により長崎奉行所は、漂流民が来ると必ず長崎から各国へ送ることに従来決まっております。ですから、当然、鳥取からの2人の朝鮮人が長崎へ送られて來るのは、当たり前のこ

とですから受け取ります。ところが、長崎から送り返すのではなくて、対馬へ送り、対馬が朝鮮の方へ送るのだという。長崎奉行所としては、幕府から正式に対馬の方へ送りなさいという書簡が届いていないから、対馬藩の人には、迎えに来たとしても渡す訳にはいかない。幕府から連絡が来るまで待ちなさい。または、一度帰ってからやって来なさい。というようなやりとりがおこる訳です。

対馬藩としては、平生の漂流民と違って長崎奉行所から受け取つて、竹島へ二度と来てはいけないという事を申し含めて処理する命令がある事、質人であるという事を言う訳です。そして9月3日に対馬藩へ2人は到着いたします。9月4日、2人への状況調査をするわけです。それが資料の2の1と2になります。

6. 竹嶋紀事 第一巻（配布資料2-1）

配布資料の2の1の方は、長崎奉行所での口上書です。安龍福たちが言うのは、竹島へ自分たちが渡ったのは、アワビやワカメの稼ぎのために行った。竹島へ到着してからアワビやワカメ稼ぎをするために逗留をしていた。ワカメやアワビも大分たくさんあったので、船1艘に10人ほど乗り込んで竹島に行き、漁をしていた。そうしたところが、捉えられた。というふうに言っています。1の3番目ですが「今度、我々共アワビ取りにまいり候島の儀、常に朝鮮国にてハムルグセムと申し候、日本の内竹島と申すところの由は此度承り申候御事。」安龍福たちは、日本で竹島と言われているということは、今回初めて今度のことで知ったといいます。そして、長崎まで來るのに「警護の衆よりご馳走にてまかりこし候」とは鳥取藩の人たちよりご馳走されて來た、罪人のような形では來たのではない。「布、木綿、衣類等も下され申し請け候。委細因幡にての口上に申し上げ候とおり相違ござなく候」鳥取藩でもこういう口書きを書いておりますので、それと間違はないと言っているのです。「布

帷子、湯かた、風呂敷、鏡、唐笠、布手拭、煙器、たばこ入 布帶、木綿布子、布足袋、かや、右は、伯耆守様より朝鮮人に之下され候分。」鳥取藩は、これだけの物を2人に与えた。これが、長崎での口上書の内容です。

7. 竹嶋紀事 第一巻（配布資料2-2）

資料2の2にいきますと、「かの島に鳥類、獸類、魚類に至るまで、べつしていなものござなく候。」変なものはいない。そして「ねこ大分おり申し候。」といっています。当時朝鮮は鬱陵島へ朝鮮人が渡つてはいけないという「空島（カラシマ）政策」、「空島（クウトウ）政策」というのをとっておりました。従って全く鬱陵島、すなわち江戸時代でいうところの竹島は、空き島になっていたのです。全くの空き島であるが故に、米子の大谷、村川家は、幕府の許可の下、行って漁をするという事ができた訳です。

5つ目のところ、「朝鮮にてムルグセムという」「かの島の儀、日本にてござ候も、朝鮮の地にてござ候も、一円存知申さず候」安龍福は、「これは、朝鮮の地なのか、日本の地なのか全然自分は知りません」と返事をしています。「日本に、まかり渡り候て、日本の地にてござ候由、初めて承り申し候」という、初めてこの竹島というのが日本のものである、日本の地だっていうことを知りましたと供述しています。

何で自分が来たかという事は、「かの島にまかり渡り候儀アワビ、ワカメ大分これある由、承り存知、かせぎにまかりこし候」「類船とてもその通りにござ候」朝鮮からは、鬱陵島がたいへん漁ができる所なので渡つて来ている。「べつして商売の心がけにてかつてござなく候」という。日本人との取引をして貿易、密貿易のような事をしようと思って来たのではない。稼ぎに来た、漁に来たのだ。ということを証言している訳です。

「今度初めてかの島にまかり渡り候」安龍福は、初めてこの時に竹島へ来た。今まで來た事がなかつたが鬱陵島へ渡つた者がいたのでそれらと一緒にやつて來ました。と言つています。

それから、「去年もウルサンの者、二十人ほどまかり渡り候。もつとも、公儀よりの差図と申す儀もこれなく候。自分のかせぎにまかり渡り候」公儀、つまり、朝鮮王朝からの指図ではない、自分の意志で漁に來た。ということを強調して申しております。

「かの島に朝鮮國より渡り候儀、古より渡來候や、近年より渡り候や、左様の様子は、かつて存じ申せず」ということは、この島に朝鮮國から渡つて、漁をするなり、住むなりする者がいるかと事は、全然古いことで、そういう事も知らないし、近年、渡つて來たのかというような事も私は、全然知りませんと供述をしています。

鳥取藩が大変大切に扱つたという事を、自分も強調していますし、資料にも残つております。「膳部一汁、七八菜ほどあてにてござ候。両人共に乗り物にて長崎までまかり通り候」という安龍福の長崎とそれから対馬での証言があります。

(レジュメの4ページ) 対馬藩は、正官多田与左衛門が渡海します。2人を連れて朝鮮へ申し込みをしに行くという事です。出発をするのが元禄6年10月です。行く度にどうも新造艦を作つたようです。この先、その事が2度目の来日をした安龍福についてのことで幕府と鳥取藩と対馬藩と朝鮮との間で長引いていく原因にもまたなっていくのです。

正官は「今度から、竹島へ來ないように」という書面を向こうへ手渡す訳です。通訳というのは、どうも、対馬藩から扶持をもらつていたようで、お互の間の調節もしたようです。この通訳の者どもが朝鮮王朝に呼ばれて話を聞かれます。その時には、朝鮮側の方は「日本にて竹島と申す島は、いずれの方向にこれあり候や」と日本の竹島ってどこら辺にあるのだと聞く訳です。蔚陵島は「輿地勝

覧』にも載っている。「輿地勝覧は、日本へ渡りたる書に候や」と通訳に聞きます。日本でもそれは、持つておられますと言う。日本側の方がこの「輿地勝覧」によって蔚陵島が朝鮮の国だという事を知っているのならば、竹島に今後来ないようというような事を日本側が言うのはおかしいじゃないか。けれども、竹島というのが蔚陵島でなかったら、今後、朝鮮人は、行かないようしなくてはいけないと言うのが朝鮮王朝側が通訳たちを呼んで話したことでした。

間に立つ通訳が言い出した蔚陵島と竹島は別の島という「一島二名論」というのがここに出て来ます。対馬としては、「最初から、申しかしめるような仕置きをすれば、大切な事になる」もう1つは、「壬申の乱以後、朝鮮は、捨て置きし島」、捨ててしまった島で、誰も長い年月住んでいない。日本の米子の大谷、村川家は、蔚陵島はだれもいらない島で、漁ができるから、行って漁をしていいですかと鳥取藩を通じて公儀へ申し込み、そして、公儀は、許可証を出している訳です。ですからこの以後、日本が支配をしている。「已然他国の地にて捨て置き地を年久しくこの方に属し候」よそが捨ててしまった島を日本が自分の所だとして、生産活動とか漁をしている。もうこれは、日本の物であるいうのが、対馬の主張な訳です。ならば、蔚陵島は竹島だといつても差し支えないはずだ。朝鮮側が捨ててしまったので100年近くも日本がそこで漁をしているのだから、もう、日本の地なのだから蔚陵島と竹島は、一緒の所ですと朝鮮に言ってもいいはずと対馬は、言う訳なのです。

通訳としては、「輿地勝覧」にも載っている、過去からそこは、朝鮮の島だという事が明らかなのだから捨ててしまったと言っても捨ててはいない。だから朝廷に対馬のいい分は伝えられない。その折衝が続く訳です。

このとき、安龍福と朴於屯が「空島政策」をしているところの島に渡った事は、犯罪ですから、犯人として朝鮮側は、安龍福と朴

於屯を捕え、罪人として2人あつかわれます。2人は渡したけれど、朝鮮側の言う蔚陵島と竹島が一緒か、それを一島を二名にするかどうかで長引くわけです。「一島二名論」がばれたら大変な事になるから、何とかそこを調整したいのが対馬藩です。全然決着がしないまま終わる一巻は、このあたりまでの事が書かれています。

8. 竹嶋紀事 第二巻

元禄7年、二巻目に入ります。朝鮮側がはっきりした意思表示をいたします。これが、9月12日、レジュメ5ページのもので、「ウルチニ県に属す島これあり。蔚陵島と申し候。中年かの島の民を外へ移し、空き地にしおき」という事は、中年というのは、中世のはるか向こうの時空島にし、「時々官人を遣わしかの島を検分いたした」「蔚陵島の山々、峰々、樹木等まで地方よりあいみえ」本土の朝鮮からみえる。空島にはしたけど、役人が行っている、朝鮮半島から蔚陵島は見える。そして、日本人が自分の国へ越境して来たと断定して書いています。

たまたま安龍福たち、漁民たちが出遭ったのだ。「かえって二人を捕らへ、江戸へ差越され候」安龍福は、長崎へ行った事を江戸だといっている事がこの記述でもわかります。それを朝鮮側は、そのまま書いています。

「蔚陵島と申す島にて二つの名、ござ候。」一島二名の次第、あなたの国の人もみんな知っている事だ。蔚陵島は竹島と言われているのだけれども、そこへ来ないようしてくれと言っても、自分の国だから行って漁をしても別にかまわない、かえってそれを連れて帰って全然反省もしないというのは、ご誠実の道に欠けた行動である。「江戸表へ仰せあげられ、貴国の海辺に厳しく御触れなられ、以来貴國の人蔚陵島へまかり越し申さず様仰せつけられ両国の弊端でき申さざるようになられ下さるようの趣」という事で対馬藩は、この

ことで大変に難儀をいたします。幕府から言われた命令を遂げるこ
とができない訳です。もう2年位にもわたる交渉です。

元禄7年の11月16日に飛船が到着します。藩主が10月27
日に亡くなつたという連絡が入ります。しかし、しばらく滞在をす
る訳ですけれども、元禄8年6月12日に、ともかく中断して帰つ
てまいります。

元禄8年6月帰国した時に、対馬藩の中で討議が行われます。こ
こまで進退極まるけれども、対馬藩としては一生懸命やつた、公儀
に今までの経過を言つてしまいましょう、それによってどのような
処分が来たり、何か大変な事が起つたとしても、もうこの事態は
仕方がないから、開き直りましょうという意見が出たのです。

そしたら一気にその方に流れが行きまして10月に新藩主が、「竹
島一件再度の書簡写し差し上げられ、後のご处置いかがあそばされ
候やの儀、ご老中安部豊後守様で委細お伺いのおもむき仰せあげら
る」という事で、老中安部豊後守の所へ行く訳です。それで、家老
の平田直右衛門が交渉を開始いたします。それが三巻。幕府がどう
いう処理を行つたか、それを対馬藩がどうよう受け取り、相手側
に伝えていく事をしたかという事が第三巻以降になっていく訳です。

9. 磯竹島事略（配布資料3、4）

「磯竹島事略」は、幕府が編纂したものでどのようにこの竹島一
件を処理したかということが簡潔にまとめられています。「竹嶋紀
事」には、縷々書いてあるのですが、幕府は割に軽く「あっそう、
ではもう一度調べてみようか」というふうな感じで対馬藩の報告を
受け取る訳です。幕府がした事は、「朝鮮釜山の倭館というのがどう
いう組織でどんな事をしていて、何人いるのか等を書き出しなさい」と
倭館の役割や状況調べをします。そして幕府所蔵の朝鮮関係書籍
から調べて確かに朝鮮側の資料にはこう書いてあるなどと資料で確

かめました。それが書き出されています。さらに、元禄8年12月24日、幕府は、伯耆守へ問い合わせをします。鳥取藩へは「どうなっているんだ？」というような事を聞く訳です。

9年1月28日の伯耆守の返答、配布資料3のところを見てください。幕府が鳥取藩へ問い合わせをして鳥取藩から回答が来たもの。もう1つは、松江藩の方へも隠岐国の事だからと問い合わせが行きます。幕府としては、史料を調べ対馬の今までやった事を聞き、そして、朝鮮側の言い分の書簡も見、そして、朝鮮側の史料も見、伯耆へも問い合わせをし、近隣の出雲国へも竹島について問い合わせをするというような調査を重ねたという事がこの「磯竹島事略」には連綿と書かれている訳です。

江戸時代の松島、現在の竹島が出るのは、こここの部分だけです。長い史料の中で出てくるのは、本当にここだけでした。「竹島紀事」の中にはありませんでした。配布資料の3の1を見ていただいて、このブロックごと1、2、3、4、5、6、6つある一番初めの部分は、幕府が鳥取藩へ聞いた事です。鳥取藩は、「竹島は、因幡伯耆に付属していません。」と返事をいたします。そして、元禄5年にたくさんの朝鮮人が竹島に来ていたので、自分たちは竹島には着岸しないで帰ろうと、その途中に「松島にてアワビ少々取り申し候。右の段お届け申し上げ候事」と元禄8年の報告に書いております。元禄5年に異国人が多くいたのでアワビは獲れなかった。「着船つかまつらず候。船路に松島と申す小島あい見え、立ち寄り、アワビ少々取り候て帰帆つかまつり候由」竹島で漁ができなかつたので帰る途中にあった松島でアワビなどを獲った。という事を書いています。

幕府からは「松島というのはどこに所属しているのだ？」と問い合わせます。鳥取藩は、「竹島の他、松島と申す島、因幡国、伯耆国へ付属の島に候や」という幕府の問い合わせに「右、松島両国へ付属にてござなく候。竹島へ渡海の筋にこれある島にてござ候」松島は、

因幡でも伯耆でも自分の国に所属した島だという認識をしていない。松島は、竹島へ行く途中にある島で、そこへ寄ったり、それから、アワビを獲ったりする、そういう島ですよと報告をしています。

そして、6番目の部分は元和元年とも寛永2年ともいわれる米子商人の大谷と村川が、竹島へ渡海することの許可の奉書もあわせて出したりしています。

配布資料の4は、松江藩へ出されたものです。元禄9年、松江藩に問い合わせが来た時の松江藩の答えです。松江藩は、この時隠岐国を所管しておりません。貞享4年（1687年）12月23日に松江藩は隠岐国を返上するという形で預かり地を幕府へ返していました。あとは、石見銀山領として、幕府直轄になったのです。それから、享保5年（1720年）に石見銀山領から外されて再び松江藩の預かり地になります。

元禄5年、6年、9年、11年、12年この間松江藩としては、全く竹島の事、この騒動に関する立場にはなかった訳です。「竹島の儀雲州にては、磯竹と申す」「磯竹へ渡海いたし候の儀、承り及ばず候」渡海している事などわが藩は知りません。「隠州近年の様子存ぜず候」隠岐のことなど最近の事は知りませんよ、と最初から全然知らないといっています。「隠州の儀は近年御代官所になり候ゆえ委細存ぜず候」だから、松江藩は、一切この事については知りません。ただ、隠岐国にはどうも米子から船が着いてそこから隠岐の人たちが漁師として一緒に行くらしいです。との返事を松江藩としては出しています。

こういう調査を何度か幕府は繰り返して最終的に返答をいたします。ブロック3番目のところです。「今日、御書付け仰せ渡され候。米子町人竹島へまかり渡り漁いたし候儀、差し留められ候との御事」幕府は、米子の大谷、村川は、磯竹島、つまり竹島へは行ってはいけない。と結論を出しました。そして、朝鮮へは「先頃申し上げる

如くに候。訳官渡海の刻いよいよ口上にて申し渡すべく候やの事」という事は、今後、米子の町人たちを磯竹島へは行きません、行かないと決まった事を朝鮮へは通訳を通して言いなさいといいます。書面は出さなくてもいい、口で言うだけでいいのだと幕府は指示します。

鳥取藩は元禄9年1月28日、幕府老中より竹島渡海禁制の奉書受け取ります。幕府ははっきり磯竹島へ日本人が行ってはいけない、米子の人たちは行ってはいけないという結論を出しました。鳥取藩へは、奉書でちゃんと知らせ、対馬藩の方には朝鮮へはわざわざ書面で行かない事にいたしました。というのは、大げさな事だから、通訳に行かない事になったということだけを言いなさいというのが幕府の対応でした。

大変なのは、経済的に損失する米子の大谷、村川家です。これからも引き続いて渡海できるようにして欲しいとその後陳情などを起こすことになるわけです。

ところが、渡海禁止の幕府決定の同じ年の元禄9年5月に安龍福が再びやって来る訳です。1月に幕府が禁止を決めました。朝鮮の方へは、正式には、今度新造船を作つて行く時に対馬藩から口上として伝える事になっています。その年の5月に安龍福たちがやって来ました。5月20日に隠岐へ着きます。

この時のことが隠岐郡海士町の村上家の文書「元禄九年丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書」です。新発見という事で新聞報道にもなりました。銀山代官領の時期の隠岐です。あて先は「石州御用所」となっています。安龍福たちが何をいい、何をしたのか、島の人たちがどのような対応をしたかという事がわかる状況が書かれています。

そして、隠岐から鳥取へ安龍福たちは、行きます。その後安龍福たちがどうなるのか、そして朝鮮王朝との間はどうするのかというようなこと、最後に全てが解決してから対馬藩が幕府へどのような

報告をして、決着したかというのが、四巻、五巻に書かれているのです。今回、元禄9年の正月28日に幕府が鬱陵島こと竹島、又磯竹嶋へ行くことを禁じたというところまでとさせていただきます。時間を延長して申しわけありませんでした。

(この文章は、録音した講義記録をもとに加筆・修正のうえ、まとめていただいたものです。)

質疑応答

○ 質問

朝鮮王朝側の外交政策が急に変わったという説明を受けた部分がありますが、あそこに関する資料というのは、日本側の文書以外に、公表されているような文書があるのでしょうか、外交文書のような物が。

○ 回答（内田講師）

朝鮮には14世紀から20世紀にかけて『王朝実録』というのがあります、韓国側の資料として第一級の資料とされています。それを見ると南党や西党とかというふうに、党派や派閥に分かれています。これらの勢力争いが、絶えず朝鮮王朝の中にはあったようです。だから、『朝鮮王朝実録』をお読みになれば、その辺のところの、竹島（鬱陵島）に関してどうしたらしいのかということで、やはり意見の対立があり、朝鮮側が、今まで日本側の言うことを、ふんふんというような感じで聞いていたのが、急にきっちり主張をし始めるというような状況もあります。是非『朝鮮王朝実録』をごらんいただければと思います。